

・才3回原告団総会

5月13日(水) 18時  
石川地場産センター

記念講演 武本和幸  
(原発反対村羽村を守る会会長)

志賀原発付地震にたえらるるめ

・治断層現地視察

6月1日(日) AM9時30分

集合場所 志賀町役場  
駐車場



## より厳格な安全証明を

### 志賀原発訴訟で原告側

富山、石川県の住民らが志賀原発1、2号機の運転差し止めを北陸電力に求めた訴訟の第9回口頭弁論が23日、金沢地裁であった。原告側は、北電側が原発の安全性を立証する際には、国が定める基準より厳格な証明が求められると主張した。

原告側は、四国電力伊予原発(愛媛県伊方町)の設置許可処分を取り消すを求めた住民訴訟の最高裁判決を引用し、最高裁判決は「災害が万が一にも起こるに備えようとする」という厳格な規制の必要性を示したと指摘。東京電力福島第1原発事故を挙げ、国の基準を滿

たしているだけでは十分でなく、原告側の主張に対し、より明確な反証が必要だとした。

原告団副団長で富山県平和運動センター議長の山崎彰さん(62)は「南砺市」が意見陳述し、「志賀原発は過去に臨界事故を起こすなどして長期の運転停止を繰り返している。停止中も膨大なメンテナンス費用がかかる」と廃炉を求めた。北電側は「原発の耐震設

計は十分に余裕を持った設計が行われている」とし、安全性を強調した。

- ・新しく交代した裁判長が富山県出身
- ・富山から意見陳述しました

(当面の予定)

5月1日(水) AA米田植  
AM10:00 滑川 藤井さん宅

3日(土) 憲法キヤラバン

(勤員) 11:00 総曲輪フェリオ前